

【憲法】

1.

本問は、公権力による情報収集活動と収集された情報の漏洩が問題となった東京地判平 26. 1. 15 判時 2215 号 30 頁の事案をヒントにして作成した架空の事例に向き合うことにより、憲法 13 条から導かれる権利について法的な主張を展開する能力があるかを試そうとするものです。東京地判平 26. 1. 15 の事案においては、国際テロ組織との関連で行われた国内におけるイスラム教徒についての情報収集活動、そして収集された情報の漏洩が取り上げられています。本問においては、国内におけるテロ行為との関連で新興宗教を取り上げる事例に変更し、また、情報収集活動についてだけ論ずるように設問を限定しました。

本問においてまず問題となるのは、警察庁が対象者に断りもなく個人に関する情報を収集したことを憲法のどの条文にかかわるかです。東京地判平 26. 1. 15 における原告は憲法 13 条違反という主張だけではなく、憲法 14 条 1 項違反及び 20 条違反という主張もしています。しかし、法学部における勉強を前提にした受験生の皆さんは、おそらく憲法 13 条をまず思い浮かべるでしょう。

立論の際に、本件個人情報、住所、氏名、生年月日、顔写真、電話番号、身体的特徴、A 教の儀式への参加状況となっていることに注意しましょう。それぞれの性質に注目して、本件個人情報をさらにいくつかに分けて論ずることが可能になります。

2.

有力な学説は、憲法 13 条後段の幸福追求権から自己情報コントロール権という意味でのプライバシーの権利を導き出しています。そして、自己情報コントロール権の自由権的側面として、みだりに自己に関する情報を公権力により収集、利用、開示されない権利をあげてきています（芦部・憲法 p. 122, 佐藤・日本国憲法論 p. 182）。自己情報コントロール権を使えば、本件個人情報の収集について、自己情報コントロール権としてのプライバシーの権利の侵害を主張できそうです。この説に依拠するのであれば、自己情報コントロール権とはどのような権利なのか、本件個人情報の収集により自己情報コントロール権のなかのどの内容が侵害されたことになるのかを説明することが期待されます。もちろん、幸福追求権の内容をどのようなものととらえるのか、自己情報コントロール権が幸福追求権に含まれるのか否かについてふれる必要もあります。

しかし、自己情報コントロール権説をとらないと本問に解答できないというわけではありません。実際、最高裁判例は自己情報コントロール権という権利を語っていません。個人情報の収集にかかわる最高裁判例をみると、憲法 13 条から導かれる私生活上の自由の 1 つとして「みだりに容ぼう・姿態を撮影されない自由」（京都府学連事件最大判昭 44. 12. 24 刑集 23 卷 12 号 1625 頁、憲法百選 I No. 18）、「みだりに指紋の押なつを強制されない自由」（外国人指紋押捺拒

否事件最三判平 7. 12. 15 刑集 49 卷 10 号 842 頁, 憲法百選 I No. 3) が認められています。この 2 つの自由はある種の情報の収集禁止と言えるものです。これを利用して, 本件個人情報の少なくとも一部の収集について権利侵害を語るができると気付いてほしいところです。

さらに最高裁判例は, 同じく憲法 13 条から導かれる私生活上の自由の 1 つとして「何人も, 個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有する」としています(住基ネット訴訟最一判平 20. 3. 6 民集 62 卷 3 号 665 頁, 憲法百選 I No. 21)。また, 前科等をみだりに公開されないことを法律上の保護に値する利益とし(前科照会事件最三判昭 56. 4. 14 民集 35 卷 3 号 620 頁, 憲法百選 I No. 19), 大学生の学籍番号, 氏名, 住所及び電話番号についても, 本人が, 自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと思えることは自然なことであり, そのことへの期待は保護されるべき(講演会名簿提出事件最二判平 15. 9. 12 民集 57 卷 8 号 973 頁, 憲法百選 I No. 20) としています。これらの最高裁判例は公開ないし開示にかかわるものであって, そこから直ちに収集禁止を導くことはできません。しかし, これらを活用して, 個人情報の収集全般について公権力が遵守すべきルールを主張するという立論もありえます。

### 3.

本問事例についてどんな権利の侵害となりそうかを見定めたら, 次はどのような判断枠組みをとって合憲性を判断するかを提示することが期待されます。いろいろな枠組みが可能でしょうが, 皆さんには自由権の制約について合憲性を判断する際に用いられる目的手段審査を応用するのがわかりやすいでしょう。その際, 個人に関する情報を「プライバシー固有情報」と「プライバシー外延情報」に分け, 前者にかかわる事例については厳格度の高い審査基準を用いるとする学説が参考になります(佐藤 p. 182)。本件個人情報のなかには, 身体的特徴, A 教の儀式への参加状況など, 「プライバシー固有情報」と言える情報があります。

個人情報の種類に着目するという視点は, 最高裁判例にもみられます。例えば, 「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」をみとめた住基ネット訴訟判決は, 当該事件で問題となった個人情報について, 秘匿性の高い情報ではないとしています。また, 「みだりに指紋の押なつを強制されない自由」をみとめた外国人指紋押捺拒否事件判決は, 「指紋は, 指先の紋様であり, それ自体では個人の私生活や人格, 思想, 信条, 良心等個人の内心に関する情報となるものではないが, 性質上万人不同性, 終生不変性をもつので, 採取された指紋の利用方法次第では個人の私生活あるいはプライバシーが侵害される危険性がある」と指摘し, 指紋押捺制度の目的(必要性と合理性)と方法(一般的に許容される限度を超えない相当なものであったか)について審査しています。

目的手段審査とは異なる判断枠組みとしては, 「現に犯罪が行われもしくは行われたのち間がないと認められる場合であって, しかも証拠保全の必要性および緊急性があり, かつその撮影が一般的に許容される限度をこえない相当な方法をとって行われるとき」に本人の同意のない容ぼう等の撮影が許されるとした京都府学連事件最高裁判決を応用するということも考えられ

ます。

4.

最後は、自らが提示した判断枠組みにそって具体的な検討をすることになります。問題文では詳しい事情は省略されていますが、同時爆弾テロ行為の発生を未然に防止するためという情報収集の目的、本件個人情報の内容、A教と同時爆弾テロ行為との関係などに即して、皆さんなりに判断を示すことが期待されます。

5.

本問への解答に際して皆さんに期待されているのは、2～4において記した事柄についての詳しい知識を紹介することではありません。合憲性を論ずる際にどのような権利の問題となるのかをそれなりに検討して提示し、合憲性を判断する枠組みを検討し、それに即した解答をするという法的論述の骨格ができていることが最も重要です。

以上